

妨害運転（あおり運転）

令和2年6月30日改正道路交通法が施行され、あおり運転が妨害運転罪として新たに規定されました。また、令和2年7月2日には自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正が施行となり、あおり運転が道路交通法の行政罰だけでなく刑事罰の対象となりました。

更に令和2年7月2日に改正道路交通法施行令が施行になり、自転車もあおり運転取り締まりの対象となりました。



1 妨害運転（あおり運転をした場合）（6月30日施行）

他の車両の通行を妨害する目的で妨害運転（一定の違反行為）をして交通の危険を生じるおそれのある方法によるものをした場合。

- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・違反点数25点で免許取り消し（欠格期間2年）

2 妨害運転（あおり運転で危険が生じた場合）（6月30日施行）

他の車両の通行を妨害する目的で妨害運転（一定の違反行為）をし、よって高速道路等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・違反点数35点で免許取り消し（欠格期間3年）

3 妨害運転が危険運転致死傷罪に該当する場合（7月2日施行）

- ・人を負傷させた者は15年以下の懲役
- ・人を死亡させた者は、1年以上の有期懲役に処する。

4 自転車の危険行為（7月2日施行）

これまでは、自転車の危険行為として14項目が指定され、3年間に2回以上危険行為を繰り返すと自転車運転者講習の受講が義務付けられていましたが、この危険行為の中に「妨害運転（あおり運転）」が組み込まれました。

5 妨害運転（一定の違反行為）

通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離違反、進路変更禁止違反、追越し違反
減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反（高速自動車国道）
高速自動車国道等駐停車違反

※ 詳細は別紙のとおり

別紙（あおり運転）

1 道路交通法

(1) 道路交通法第 117 条の 2（令和 2 年 6 月 30 日施行）

次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 1 号～第 5 号（略）

第 6 号 次条第 11 号の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者。

(2) 道路交通法第 117 条 2 の 2（令和 2 年 6 月 30 日施行）

次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

第 1 号～第 10 号（略）

第 11 号 （新設） 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者。

イ 第 17 条（通行区分）第 4 項の規定（左側通行の規定）の違反となるような行為
通行区分違反

第 17 条第 4 項 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

ロ 第 24 条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為
急ブレーキ禁止違反

第 24 条 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

ハ 第 26 条（車間距離の保持）の規定に違反となるような行為
車間距離不保持違反

第 26 条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

ニ 第 26 条の 2（進路の変更の禁止）第 2 項の規定の違反となるような行為
進路変更禁止違反

第 26 条の 2 第 2 項 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を變更してはならない。

ホ 第 28 条（追い越しの方法）第 1 項又は第 4 項の規定の違反となるような行為
追越し違反

第 28 条 1 項 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下この節において「前車」という。）の右側を通行しなければならない。

第 4 項 前三項の場合においては、追越しをしようとする車両（次条において「後車」という。）は、反対の方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

ヘ 第 52 条（車両等の灯火）第 2 項の規定に違反する行為
減光等義務違反

第 52 条 第 2 項 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

ト 第 54 条（警音器の使用等）第 2 項の規定に違反する行為
警音器使用制限違反

第 54 条 第 2 項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

チ 第 70 条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
安全運転義務違反

第 70 条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

リ 第 75 条の 4（最低速度）の規定の違反となるような行為
最低速度違反（高速自動車国道）

第 75 条の 4 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

ヌ 第 75 条の 8（停車及び駐車）の禁止）第 1 項の規定の違反となるような行為
高速自動車国道等駐停車違反

第 75 条の 8 第 1 項 自動車（これによりけん引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。）は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 駐車の用に供するため区画された場所において停車し、又は駐車するとき。
- 二 故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帯に停車し、又は駐車するとき。
- 三 乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 四 料金支払いのため料金徴収所において停車するとき。

2 道路交通法施行令

【自転車の危険行為】

第41条の3（令和2年7月2日施行）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関して行われた次に掲げる行為とする。

第1～第14号（略）

第15号 法第117条の2第6号又は法第117条の2の2第11号の罪に当たる行為。
（新設）

3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

（第2条に第5号と第6号を新設し令和2年7月2日施行）

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は、1年以上の有期懲役に処する。

第1号～第3号（略）

第4号 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為。

第5号 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為。

第6号 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行すること。）をさせる行為。